

現行				見直し後（案）			
<p>医療費助成の対象は、以下の①～④に限られる。</p> <p>① ヒッペル・リンドー病 ② マフチ症候群 ③ 皮膚神経黒色症 ④ 基底細胞母斑症候群</p> <p>次の表の主要所見の3種（1皮膚所見、2神経系所見、3その他の所見）のうち、2種以上にわたり、各1項目以上の所見があるもの（計2項目以上必要）。</p>				<p>(診断基準) 以下の1から3までを全て満たすもの</p> <p>1 軟骨形成不全（多発性内軟骨腫）がある。</p> <p>2 多発性の血管腫（多発性の海綿状血管腫）がある。</p> <p>3 以下の鑑別診断が除外できるもの Klippel-Weber 症候群、青色ゴム乳首様母斑症候群、Proteus 症候群</p> <p>(重症度分類等) 診断基準自体を重症度分類等とし、診断基準を満たすものを全て対象とする。</p>			
対象疾病と主要所見	1 皮膚所見	2 神経系所見	3 その他の所見	<p>※ 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。</p>			
ヒッペル・リンドー病	血管腫	小脳・脊髄血管腫	腎・脾血管腫 眼網膜血管腫 →緑内障				
マフチ症候群	多発性血管腫 時にリンパ管腫		長管骨骨端軟骨発育不全 骨変形、骨折				
皮膚神経黒色症	獣皮様母斑	脳圧亢進症状 てんかん発作 軟脳膜色素斑					
基底細胞母斑症候群	多発性基底細胞腫 掌蹠小陥凹 特異な顔貌	知能障害	多発性顎骨嚢腫 脊椎奇形 二分肋骨				